

令和5年1月10日

保護者の皆様

立川市立新生小学校
校長 押本 明文

季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について

保護者の皆様には日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今冬、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行及び受診者数増加による医療ひっ迫が懸念されており、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、令和4年11月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」が発出され、季節性インフルエンザに感染した場合も新型コロナウイルス感染症と同様、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないことが示されました。

これを踏まえ、立川市教育委員会では、立川市立小・中学校における季節性インフルエンザに感染した児童・生徒の登校許可の取扱いについて、医師からの「罹患・治癒証明（登校許可）書」を求めず、保護者からの届出をもとに登校を許可することに運用を変更することとしました。

今後、お子さんが発熱などで医療機関を受診しインフルエンザの診断を受けた場合は、学校へお休みの連絡をする時に診断名と主な症状を伝えていただき、学校から配布する「インフルエンザ登校届」（※ホームページにも掲載しています）に必要な情報を保護者が記入し、出席停止期間終了後、お子さんが登校する際に学校へ提出するよう持たせてください。

インフルエンザと診断された際の出席停止期間はこれまで通り、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでとなります。

【変更内容】

これまで：医療機関発行の「罹患・治癒証明（登校許可）書」をもとに登校許可

今後：保護者が記入した「インフルエンザ登校届」をもとに登校を許可

（発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過したら、登校する際に学校へ提出）

【変更時期】

令和5年1月（令和4年度3学期）から

【お問い合わせ先】

立川市立新生小学校
養護教諭 小峯 由利子